

第9章 下請法に関する業務

第1 概説

下請法は、経済的に優越した地位にある親事業者が下請代金の支払を遅延するなどの行為を迅速かつ効果的に規制することにより、下請取引の公正化を図るとともに下請事業者の利益を保護する目的で、独占禁止法の不公正な取引方法の規制の補完法として昭和31年に制定された。

下請法は、親事業者が下請事業者に対し物品の製造・修理、プログラム等の情報成果物の作成及び役務の提供を委託する場合、親事業者に下請事業者への発注書面の交付（第3条）並びに下請取引に関する書類の作成及びその2年間の保存（第5条）を義務付けているほか、親事業者の禁止事項として、①受領拒否（第4条第1項第1号）、②下請代金の支払遅延（同項第2号）、③下請代金の減額（同項第3号）、④返品（同項第4号）、⑤買いたたき（同項第5号）、⑥物の購入強制・役務の利用強制（同項第6号）、⑦報復措置（同項第7号）、⑧有償支給原材料等の対価の早期決済（同条第2項第1号）、⑨割引困難な手形の交付（同項第2号）、⑩不当な経済上の利益の提供要請（同項第3号）、⑪不当な給付内容の変更・不当なやり直し（同項第4号）を定めており、これらの行為が行われた場合には、公正取引委員会は、その親事業者に対し、当該行為を取りやめ、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じるよう勧告する旨を定めている（第7条）。

第2 違反事件の処理

下請取引においては、親事業者の下請法違反行為により下請事業者が不利益を受けている場合であっても、その取引の性格から、下請事業者からの自発的な情報提供が期待しにくい実態にあるため、公正取引委員会は、中小企業庁と協力し、親事業者及びこれらと取引している下請事業者を対象として定期的に書面調査を実施するなど違反行為の発見に努めている（第1表及び附属資料5－1表参照）。

これらの調査の結果、違反行為が認められた親事業者に対しては、その行為を取りやめさせるほか、下請事業者が被った不利益の原状回復措置等を講じさせている（第2表及び附属資料5－2表参照）。

1 書面調査

公正取引委員会は、令和2年度において、資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者6万名（製造委託等（注1）3万6128名、役務委託等（注2）2万3872名）及びその下請事業者30万名（製造委託等19万6879名、役務委託等10万3121名）を対象に書面調査を実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況の推移

(単位：名)

年度	区分	書面調査発送件数	
		親事業者調査	下請事業者調査
2		60,000	300,000
	製造委託等	36,128	196,879
	役務委託等	23,872	103,121
元		60,000	300,000
	製造委託等	35,810	200,190
	役務委託等	24,190	99,810
30		60,000	300,000
	製造委託等	39,175	211,741
	役務委託等	20,825	88,259
29		60,000	300,000
	製造委託等	38,680	208,513
	役務委託等	21,320	91,487
28		39,150	214,500
	製造委託等	25,696	151,912
	役務委託等	13,454	62,588

2 違反被疑事件の新規着手件数及び処理件数

(1) 新規着手件数

令和2年度においては、新規に着手した下請法違反被疑事件は8,393件である。このうち、書面調査により職権探知したものは8,291件、下請事業者等からの申告によるものは101件、中小企業庁長官からの措置請求は1件である（第2表及び附属資料5－2表参照）。

(2) 処理件数

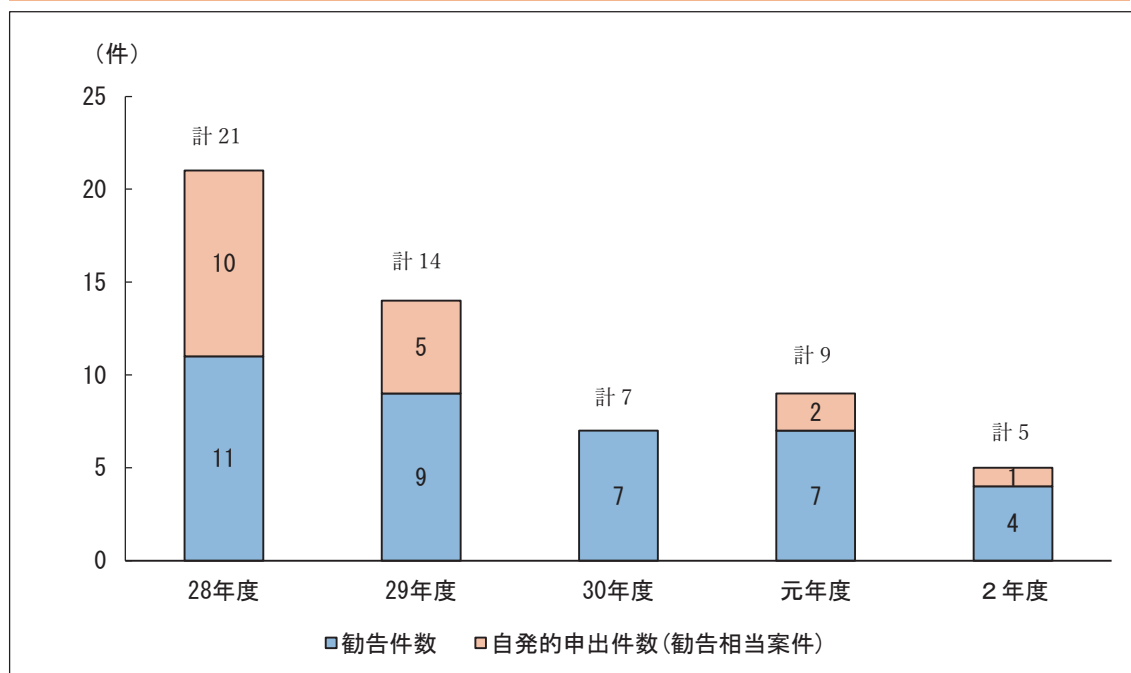
令和2年度においては、公正取引委員会は、8,333件の下請法違反被疑事件を処理し、このうち、8,111件について違反行為又は違反のおそれのある行為（以下総称して「違反行為等」という。）があると認めた。このうち4件について同法第7条の規定に基づき勧告を行い、いずれも公表し、8,107件について指導の措置を採るとともに、親事業者に対して、違反行為等の改善及び再発防止のために、社内研修、監査等により社内体制を整備するよう指導した（第2表、第1図及び附属資料5－2表参照）。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況の推移

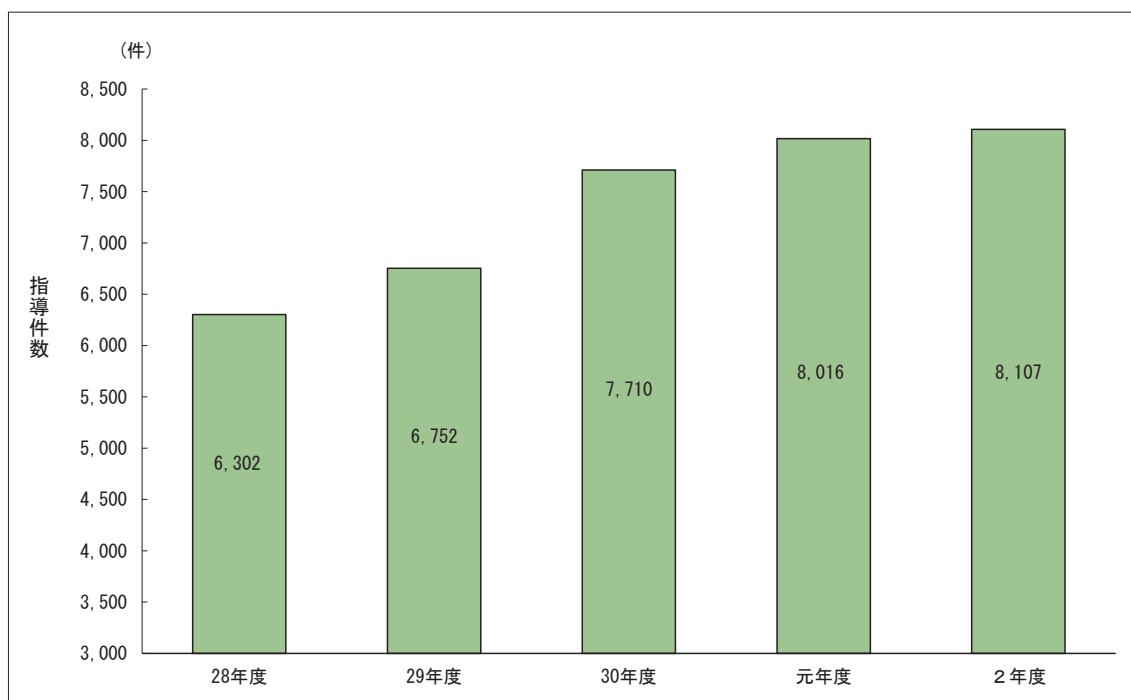
(単位：件)

区分 年度	新規着手件数				処理件数				
	書面調査	申告	中小企業庁 長官からの 措置請求	計	措置			不問	計
					勧告	指導	小計		
2	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
製造委託等	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
役務委託等	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
元	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
製造委託等	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
役務委託等	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
30	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
製造委託等	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
役務委託等	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
29	7,173	97	1	7,271	9	6,752	6,761	307	7,068
製造委託等	5,033	61	1	5,095	9	4,718	4,727	205	4,932
役務委託等	2,140	36	0	2,176	0	2,034	2,034	102	2,136
28	6,477	112	0	6,589	11	6,302	6,313	290	6,603
製造委託等	4,554	82	0	4,636	9	4,447	4,456	193	4,649
役務委託等	1,923	30	0	1,953	2	1,855	1,857	97	1,954

第1図 下請法の事件処理件数の推移



(注) 自発的の申出事案については後記 5 参照。



3 違反行為類型別件数

令和2年度において勧告又は指導が行われた違反行為等を行為類型別にみると、手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は6,937件（違反行為類型別件数の延べ合計の46.5%）である。このうち、発注時に下請代金の額、支払方法等を記載した書面を交付していない、又は交付していても記載すべき事項が不備のもの（第3条違反）が6,003件、下請取引に関する書類を一定期間保存していないもの（第5条違反）が934件である。また、実体規定違反（第4条違反）は、7,979件（違反行為類型別件数の延べ合計の53.5%）となっており、このうち、下請代金の支払遅延（同条第1項第2号違反）が4,738件（実体規定違反件数の合計の59.4%）、下請代金の減額（同項第3号違反）が1,471件（同18.4%）、買ったたき（同項第5号違反）が830件（同10.4%）となっている（第3表及び附属資料5－3表参照）。

第3表 下請法違反行為類型別件数の推移

(単位：件，(％))

違反行為類型	年 度	2			元			30		
		製造 委託等	役務 委託等		製造 委託等	役務 委託等		製造 委託等	役務 委託等	
実 体 規 定 違 反	受領拒否 (第4条第1項第1号違反)	40 (0.5)	36 (0.7)	4 (0.1)	32 (0.5)	29 (0.6)	3 (0.1)	46 (0.7)	36 (0.7)	10 (0.5)
	下請代金の支払遅延 (第4条第1項第2号違反)	4,738 (59.4)	2,881 (54.7)	1,857 (68.5)	3,651 (52.8)	2,160 (45.7)	1,491 (68.1)	3,371 (49.4)	2,051 (42.2)	1,320 (67.2)
	下請代金の減額 (第4条第1項第3号違反)	1,471 (18.4)	1,072 (20.4)	399 (14.7)	1,150 (16.6)	867 (18.3)	283 (12.9)	834 (12.2)	642 (13.2)	192 (9.8)
	返品 (第4条第1項第4号違反)	15 (0.2)	15 (0.3)	0 (0.0)	14 (0.2)	11 (0.2)	3 (0.1)	19 (0.3)	14 (0.3)	5 (0.3)
	買ったたき (第4条第1項第5号違反)	830 (10.4)	497 (9.4)	333 (12.3)	721 (10.4)	533 (11.3)	188 (8.6)	1,487 (21.8)	1,195 (24.6)	292 (14.9)
	購入・利用強制 (第4条第1項第6号違反)	76 (1.0)	47 (0.9)	29 (1.1)	72 (1.0)	47 (1.0)	25 (1.1)	90 (1.3)	61 (1.3)	29 (1.5)
	報復措置 (第4条第1項第7号違反)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (0.0)	1 (0.0)	0 (0.0)	5 (0.1)	3 (0.1)	2 (0.1)
	有償支給原材料等の対価の早期決済 (第4条第2項第1号違反)	78 (1.0)	72 (1.4)	6 (0.2)	98 (1.4)	92 (1.9)	6 (0.3)	113 (1.7)	110 (2.3)	3 (0.2)
	割引困難な手形の交付 (第4条第2項第2号違反)	314 (3.9)	303 (5.8)	11 (0.4)	254 (3.7)	243 (5.1)	11 (0.5)	374 (5.5)	356 (7.3)	18 (0.9)
	不当な経済上の利益の提供要請 (第4条第2項第3号違反)	297 (3.7)	255 (4.8)	42 (1.5)	336 (4.9)	287 (6.1)	49 (2.2)	348 (5.1)	291 (6.0)	57 (2.9)
	不当な給付内容の変更・やり直し (第4条第2項第4号違反)	120 (1.5)	89 (1.7)	31 (1.1)	590 (8.5)	458 (9.7)	132 (6.0)	132 (1.9)	96 (2.0)	36 (1.8)
	小 計	7,979 (100)	5,267 (100)	2,712 (100)	6,919 (100)	4,728 (100)	2,191 (100)	6,819 (100)	4,855 (100)	1,964 (100)
手 続 規 定 違 反	発注書面不交付・不備 (第3条違反)	6,003	4,181	1,822	5,864	4,202	1,662	5,964	4,183	1,781
	書類不保存等 (第5条違反)	934	612	322	745	458	287	778	520	258
	虚偽報告等 (第9条第1項違反)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	6,937	4,793	2,144	6,609	4,660	1,949	6,742	4,703	2,039
合 計		14,916	10,060	4,856	13,528	9,388	4,140	13,561	9,558	4,003

4 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和2年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者216名から、下請事業者6,354名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額5億3992万円相当の原状回復が行われた。

主なものとしては、①下請代金の減額事件において、親事業者は総額3億7155万円を下請事業者に返還し、②下請代金の支払遅延事件において、親事業者は遅延利息等として総額9364万円を下請事業者に支払い、③不当な経済上の利益の提供要請事件において、親事業者は総額5923万円の利益提供分を下請事業者に返還し、④返品事件において、親事業者は下請事業者から総額1168万円相当の商品を引き取った（第4表及び第2図参照）。

第4表 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

違反行為類型	年度	返還等を行った 親事業者数（注2）	返還等を受けた 下請事業者数（注2）	原状回復の金額（注1）
減額	2年度	71名	3,858名	3億7155万円
	元年度	104名	4,087名	17億6191万円
	30年度	120名	4,593名	1億8367万円
	29年度	140名	7,659名	16億7800万円
	28年度	131名	4,060名	18億4452万円
支払遅延	2年度	126名	2,340名	9364万円
	元年度	132名	2,931名	3億2026万円
	30年度	165名	4,901名	4億2288万円
	29年度	138名	3,015名	1億9675万円
	28年度	144名	2,076名	6958万円
不当な経済上の 利益の提供要請	2年度	10名	84名	5923万円
	元年度	8名	229名	2556万円
	30年度	7名	346名	1750万円
	29年度	8名	47名	633万円
	28年度	8名	98名	2190万円
返品	2年度	4名	33名	1168万円
	元年度	11名	106名	6億6438万円
	30年度	7名	59名	1911万円
	29年度	11名	107名	360万円
	28年度	2名	17名	3億3957万円
やり直し等	2年度	3名	37名	323万円
	元年度	2名	4名	49万円
	30年度	2名	3名	24万円
	29年度	1名	1名	—
	28年度	3名	3名	1498万円
有償支給原材料等 の対価の早期決済	2年度	1名	1名	50万円
	元年度	3名	5名	6万円
	30年度	9名	95名	2088万円
	29年度	4名	19名	168万円
	28年度	5名	24名	58万円
受領拒否	2年度	1名	1名	5万円
	元年度	1名	1名	208万円
	30年度	1名	1名	162万円
	29年度	3名	162名	14億7624万円
	28年度	1名	1名	—

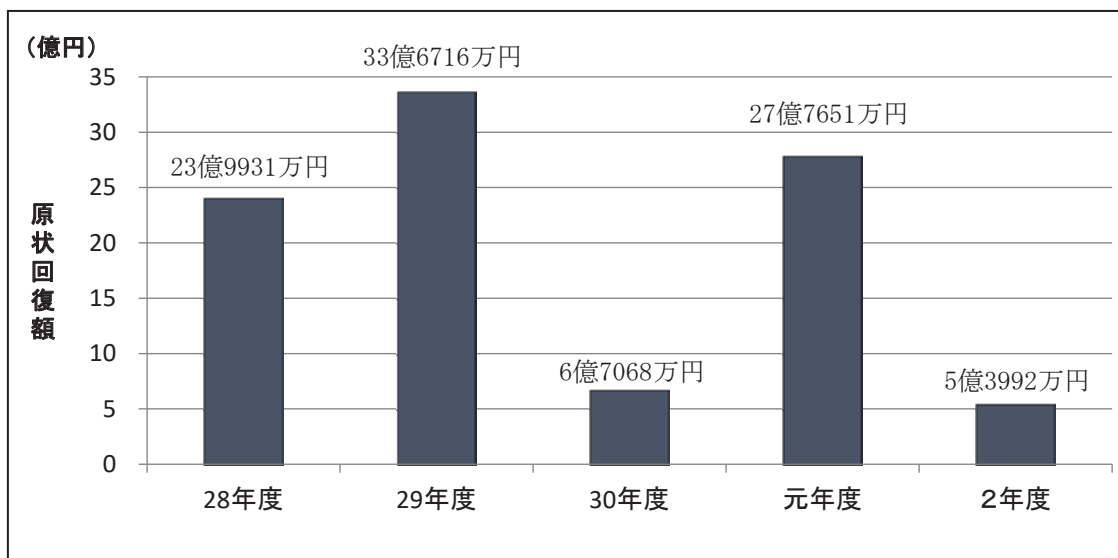
違反行為類型	年度	返還等を行った 親事業者数 (注2)	返還等を受けた 下請事業者数 (注2)	原状回復の金額 (注1)
割引困難な 手形の交付	2年度	-名	-名	-
	元年度	1名	10名	109万円
	30年度	2名	8名	5万円
	29年度	1名	5名	158万円
	28年度	1名	5名	44万円
購入等強制	2年度	-名	-名	-
	元年度	4名	94名	61万円
	30年度	5名	152名	225万円
	29年度	2名	10名	6万円
	28年度	7名	221名	2359万円
買いたたき	2年度	-名	-名	-
	元年度	2名	2名	3万円
	30年度	3名	14名	244万円
	29年度	1名	1名	289万円
	28年度	1名	10名	8411万円
合計	2年度	216名	6,354名	5億3992万円
	元年度	268名	7,469名	27億7651万円
	30年度	321名	10,172名	6億7068万円
	29年度	308名	11,025名	33億6716万円
	28年度	302名	6,514名	23億9931万円

(注1) 違反行為類型ごとの返還等の金額は1万円未満を切り捨てているため、各金額の合計額と総額とは一致しない場合がある。

(注2) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注3) 該当がない場合を「-」で示した。

第2図 原状回復の状況



5 下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者に係る事案

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日。詳細については、後記リンク先を参照）。

令和2年度においては、前記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は24件であった（第5表参照）。また、同年度に処理した自発的な申出は58件であり、そのうちの1件については、違反行為の内容が下請事業者に与える不利益が大きいなど勧告に相当するような事案であった。令和2年度においては、親事業者からの違反行為の自発的な申出により、下請事業者3,230名に対し、下請代金の減額分の返還等、総額1億4437万円相当の原状回復が行われた（注）。

https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

（注）前記 4 記載の金額に含まれている。

第5表 自発的な申出の件数

（単位：件）

28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
61	47	73	78	24

6 勧告事件及び主な指導事件

令和2年度における勧告事件及び主な指導事件は次のとおりである。

(1) 勧告事件

事業内容	違反行為等の概要	関係法条
紳士靴、婦人靴等の製造販売業 (2. 4. 10勧告)	㈱リーガルコーポレーションは、下請事業者から商品等を受領した後、当該商品等に係る品質検査を行っていないにもかかわらず、当該商品等に瑕疵があることを理由として、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、平成30年8月から令和元年10月までの間、当該商品等を引き取らせていた。 返品した商品等の下請代金相当額は、下請事業者26名に対し、総額1147万4218円である。	第4条第1項第4号（返品の禁止）
食料品、日用雑貨品等の販売業 (2. 6. 18勧告)	㈱コモディイイダは、次のアからウまでの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ア 「リベート」の額（平成29年1月から平成30年7月までの間） イ 「POP代」の額（平成29年1月から平成30年1月までの間） ウ 下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、㈱コモディイイダが実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額（平成29年1月から令和2年2月までの間） 減額金額は、下請事業者14名に対し、総額1635万36円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
家電製品の配送及び設置業 (2. 7. 30勧告)	㈱フジデンは、次のア及びイの額を下請代金の額から差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。 ア 「CS管理費」の額（平成29年9月から平成30年11月までの間） イ 「防犯カメラ代」の額（平成29年9月から平成30年12月までの間） 減額金額は、下請事業者12名に対し、総額2882万6725円であり、同社は勧告前に減額分を下請事業者に返還している。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
自動車等の製造販売業 (3. 3. 19勧告)	マツダ㈱は、次のア及びイの行為を行っていた。 ア 提供させる金銭の算出根拠及び用途について明確にせず、「手数料」として、平成30年11月から令和元年10月までの間、金銭を提供させ、当該金銭に対応する何らの給付又は役務を提供することなく、自社の事業に係る各種取引の支払等に充てていた。 イ 前記アの「手数料」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で提供させた際に、振込手数料を支払わせていた。 提供させた金額は、下請事業者3名に対し、総額5112万3981円であり、同社は勧告前に、下請事業者に対し、前記ア及びイの行為により提供させた金額を支払っている。	第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）

(2) 主な指導事件

違反行為等の概要	関係法条
衣料品の製造を下請事業者に委託しているA社は、販売状況に合わせて納入させることを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。	第4条第1項第1号（受領拒否の禁止）
除排雪業務を下請事業者に委託しているB社は、自社の中間決算対策を理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。	第4条第1項第2号（下請代金の支払遅延の禁止）
測量業務及び設計業務を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者との間で、下請代金について下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をせずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。	第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）
ペット用品の製造を下請事業者に委託しているD社は、販売先から返品されたことを理由に、当該ペット用品を下請事業者に返品していた。	第4条第1項第4号（返品の禁止）

違反行為等の概要	関係法条
電子機器部品の製造を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者に対し、下請事業者が自社の休日に当たる日に作業を行う必要があるにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、一方的に当初取り決めた単価を基に下請代金の額を定めていた。	第4条第1項第5号 (買いたたきの禁止)
食品の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者に対し、中元及び歳暮の時期に、発注担当者を通じて自社が販売する商品の購入を要請していた。	第4条第1項第6号 (購入・利用強制の禁止)
食品の製造を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から控除していた。	第4条第2項第1号 (有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止)
金属部品の加工を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（125日）を交付していた。	第4条第2項第2号 (割引困難な手形の交付の禁止)
プライベート・ブランド商品である食品の製造を下請事業者に委託しているI社は、自社で行うキャンペーンのため、下請事業者に対し、「協賛金」として一定額を提供させていた。	第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請の禁止)
食品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、自社の都合により食品の包材の変更作業をさせたにもかかわらず、当該やり直しに伴って生じた費用を負担していなかった。	第4条第2項第4号 (不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止)

第3 下請法の普及・啓発

下請法の運用に当たっては、違反行為を迅速かつ効果的に排除することはもとより、違反行為を未然に防止することも重要である。このような観点から、公正取引委員会は、次のとおり各種の施策を実施し、違反行為の未然防止を図っている。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和2年度においては、59回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施している。

令和2年度においては、32回の講習会を実施した。

(3) 応用講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや応用的な内容に関する講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を有する者を対象として、勧告事例等の説明、事例研究等を内容とする「応用講習会」を実施している。

令和2年度においては、12回の講習会を実施した。

2 下請法に係る相談

(1) 下請法に係る相談

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、下請法に係る相談を受け付けている。

令和2年度においては、9,619件に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会（再掲）

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、全国の当該中小事業者が所在する地域に公正取引委員会の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

令和2年度においては、3か所で実施した。

(3) 独占禁止法相談ネットワーク

公正取引委員会は、商工会議所及び商工会の協力の下、独占禁止法相談ネットワーク

を運営しており、独占禁止法及び下請法に関する中小事業者からの相談に適切に対応することができるように、全国の商工会議所及び商工会が有する中小事業者に対する相談窓口を活用し、相談を受け付けている。

令和2年度においては、相談窓口を利用する中小事業者の独占禁止法及び下請法に対する理解を助けるため、中小事業者向けリーフレット（「1分で分かる！独禁法」）等の参考資料を全国の商工会議所及び商工会へ配布した。

3 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法に係る相談に応じるとともに、下請法の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体が開催する研修会等に講師を派遣している。

令和2年度においては、事業者団体等へ19回講師を派遣した。

4 親事業者に対する下請法遵守のための年末要請

特に年末にかけての金融繁忙期においては、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すことが懸念されることから、下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買いたたき等の行為が行われることのないよう、公正取引委員会及び経済産業省は、下請法の遵守の徹底等について、公正取引委員会委員長及び経済産業大臣の連名の文書で要請している。

令和2年度においては、関係事業者団体約1,400団体に対し、11月13日に要請を実施した。

5 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和2年度における下請取引等改善協力委員（定員）は153名である。

令和2年度においては、6月以降3月末にかけて、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行うとともに、その概要を公表した（「令和2年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」〔令和3年6月2日公表〕の別紙4「下請取引等改善協力委員から寄せられた主な意見」）。

6 「下請代金の支払手段について」の発出

公正取引委員会は、中小事業者の取引条件の改善を図る観点から、下請法等の一層の運用強化に向けた取組を進めており、その取組の一環として、中小企業庁との連名で、関係事業者団体約1,400団体に対して、おおむね3年以内を目途として可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内とすることなど、下請代金の支払の適正化に関する要請を令和3年3月31日に行った。